

改正

平成19年9月28日条例第43号
平成21年12月25日条例第56号
平成25年12月27日条例第49号
平成28年7月6日条例第28号
平成30年12月26日条例第45号
令和元年7月5日条例第6号

浜田市国民宿舎千畳苑条例

(目的及び設置)

第1条 国民の保養及び健康の増進を図り、併せて本市観光事業の発展に寄与するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、浜田市国民宿舎千畳苑（以下「千畳苑」という。）を浜田市下府町2164番地85に設置する。

(事業)

第2条 千畳苑は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 宿泊施設及び休養施設の提供
- (2) 集会のための会場の提供
- (3) その他施設の設置の目的を達成するため必要な事業

(管理)

第3条 千畳苑の管理は、法人その他の団体であつて、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせる。

(指定管理者が行う業務)

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 千畳苑の施設、設備又は器具（以下「施設等」という。）の利用の許可に関する業務
- (2) 千畳苑の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、千畳苑の運営に関する事務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務

第5条 削除

(利用時間等)

第6条 千畳苑の利用時間は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 宿泊 午後3時から翌日の午前10時まで
- (2) 貸室 午前9時から午後10時まで
- (3) 入浴（宿泊利用者の入浴を除く。） 午前10時から午後8時まで
- (4) 食堂 午前11時から午後9時まで

2 指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て前項の利用時間を変更し、又は臨時の休館日を設けることができる。

(利用の許可)

第7条 施設等を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、また同様とする。

2 指定管理者は、施設等の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

- 3 指定管理者は、第1項の規定により利用の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用の許可をしないものとする。
- (1) 公の秩序又は善良な風俗に反して利用するおそれがあるとき。
 - (2) 千畳苑の施設等を汚損し、損傷し、滅失し、又は紛失するおそれがあるとき。
 - (3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になる利用をするとき。
 - (4) その他管理運営上支障があると認める利用をするとき。
- (利用の制限)
- 第8条** 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するとき、許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは利用の中止を命じることができる。
- (1) 前条第1項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が許可を受けた利用の目的に違反したとき。
 - (2) 利用者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
 - (3) 利用者が偽りその他不正な手段により利用の許可を受けたとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、千畳苑の管理上特に必要と認められるとき。
- 2 前項の規定により許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは利用の中止を命じた場合において利用者に損害が生じても、指定管理者はその賠償の責を負わないものとする。ただし、前項第4号に該当する場合は、この限りでない。
- (特別設備等の制限)
- 第9条** 利用者は、施設等に特別の設備をし、又は器具等を搬入して利用しようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を得なければならない。
- (目的外利用等の禁止)
- 第10条** 利用者は、利用の許可を受けた目的以外の目的に施設等を利用し、又はその利用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。
- (利用料金)
- 第11条** 利用料金は、別表に掲げる額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定めるものとする。
- 2 千畳苑の利用者は、前項に定める料金を千畳苑の利用を終わるときまでに納付しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りではない。
- (利用料金の収入)
- 第12条** 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。
- (利用料金の減免)
- 第13条** 指定管理者は、規則で定めるところにより、利用料金を減額し、又は免除することができる。
- (利用料金の不還付)
- 第14条** 既に納付した利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、還付することができる。
- (原状回復の義務)
- 第15条** 利用者は、施設等の利用を終了したとき、又は第8条第1項の規定により利用の中止を命じられたときは、速やかに利用した施設等を原状に回復して返還し、又は搬入した器具等を撤去しなければならない。

(損害賠償等の義務)

第16条 利用者は、施設等を汚損し、損傷し、滅失し、又は紛失したときは、直ちにその旨を指定管理者に届出をし、その損害を賠償しなければならない。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の浜田市国民宿舎千畳苑条例（平成10年浜田市条例第23号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成19年9月28日条例第43号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年12月25日条例第56号）

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の浜田市国民宿舎千畳苑条例別表の規定にかかわらず、この条例の公布の日前に予約された平成22年4月1日以後の宿泊に係る宿泊料金については、なお従前の例による。

附 則（平成25年12月27日条例第49号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(使用料及び利用料金に関する経過措置)

3 この条例による改正後の浜田市かなぎウェスタンライディングパーク条例別表の規定、浜田市都川交流促進施設条例別表の規定、浜田市山村開発センター条例別表の規定、浜田市多目的研修集会施設条例別表の規定、浜田市三隅中央会館条例別表の規定、浜田市リフレッシュビレッジ施設条例別表（回数券等に係る部分を除く。）の規定、浜田市交流研修センター条例別表の規定、浜田市健康管理増進施設条例別表の規定、浜田市ふるさと生活創作館条例別表の規定、浜田市ふるさと体験村施設条例別表第2（回数券に係る部分を除く。）の規定、浜田市体験農園施設条例別表第2の規定、浜田市天狗石農村公園条例別表の規定、浜田市八戸川農村公園条例別表の規定、浜田市運動広場施設条例別表の規定、浜田市農畜産物加工施設条例別表の規定、浜田市農産物集出荷貯蔵施設条例別表の規定、浜田市地域資源循環活用施設条例別表の規定、浜田市地域材利用促進交流館条例別表の規定、浜田市下来原林業協業活動センター条例別表の規定、浜田市漁業集落集会施設条例別表第1及び別表第2の規定、浜田市波佐地場産業技術研修センター条例別表の規定、浜田市縁の里地域振興施設条例別表の規定、浜田市地域交流プラザ条例別表の規定、浜田市雇用促進住宅条例別表第3の規定、浜田市国民宿舎千畳苑条例別表の規定、浜田市美又温泉国民保養センター条例別表の規定、浜田市美又温泉会館条例別表第2の規定、浜田市旭温泉公園条例別表の規定、浜田市都市公園条例別表第4の規定、浜田市旭公園運動施設条例別表の規定、浜田市三隅中央公園及び田の浦公園運動施設条例別表第2（利用回数券並びに個人会員及び家族会員に係る部分を除く。）及び別

表第3の規定、浜田市海のみえる文化公園条例別表第1及び別表第2の規定、浜田市岡見スポーツセンター条例別表の規定、浜田駅関連施設条例別表の規定並びに弥栄村建設残土処理場設置及び管理に関する条例第6条の規定は、施行日以後の使用に係る使用料及び利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

附 則（平成28年7月6日条例第28号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年12月26日条例第45号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の浜田市国民宿舎千畳苑条例別表の規定は、この条例の公布の日（以下「公布日」という。）以後に予約された平成31年1月1日以後の利用に係る利用料金について適用し、公布日前に予約された利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

附 則（令和元年7月5日条例第6号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

（手数料に関する経過措置）

- 2 この条例による改正後の浜田市手数料条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に受け付けた申請に係る手数料について適用し、施行日前に受け付けた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

（使用料及び利用料金に関する経過措置）

- 3 この条例による改正後の浜田市かなぎウェスタンライディングパーク条例別表の規定、浜田市都川交流促進施設条例別表の規定、浜田市山村開発センター条例別表の規定、浜田市多目的研修集会施設条例別表の規定、浜田市石州和紙会館条例別表の規定、浜田市リフレッシュビレッジ施設条例別表（回数券等に係る部分を除く。）の規定、浜田市交流研修センター条例別表の規定、浜田市健康管理増進施設条例別表の規定、浜田市ふるさと生活創作館条例別表の規定、浜田市ふるさと体験村施設条例別表第2（回数券に係る部分を除く。）の規定、浜田市天狗石農村公園条例別表の規定、浜田市八戸川農村公園条例別表の規定、浜田市運動広場施設条例別表の規定、浜田市農産物集出荷貯蔵施設条例別表の規定、浜田市地域資源循環活用施設条例別表の規定、浜田市地域材利用促進交流館条例別表の規定、浜田市公設水産物仲買売場条例第12条の規定、浜田市漁業集落集会施設条例別表の規定、浜田市漁港管理条例別表第2及び別表第3の規定、浜田市波佐地場産業技術研修センター条例別表の規定、浜田市縁の里地域振興施設条例別表の規定、浜田市木田暮らしの学校条例別表の規定、浜田市雇用促進住宅条例別表第3の規定、浜田市国民宿舎千畳苑条例別表の規定、浜田市美又温泉国民保養センター条例別表の規定、浜田市美又温泉会館条例別表第2の規定、浜田市旭温泉あさひ荘条例別表の規定、浜田市都市公園条例別表第4の規定、浜田市海のみえる文化公園条例別表第1及び別表第2の規定、浜田駅関連施設条例別表の規定、浜田市道路占用料徴収条例別表の規定、浜田市営住宅条例第63条の規定並びに浜田市特定公共賃貸住宅条例第38条の規定は、施行日以後の使用に係る使用料及び利用に係る利用料金について適用し、施行日前の使用

に係る使用料及び利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

別表（第11条関係）

1 宿泊料金の上限額

（1人1泊当たりの料金）

基本料金	利用者の区分		宿泊料
	大人（中学生以上）		5,400円
	小学生		4,830円
	3歳以上就学前の者		800円
	3歳未満の者		無料
休前日割増料金	休前日の区分		金額
	休日の前日及び土曜日。ただし、シーズン割増料金の適用期間中におけるこれらの日を除く。		510円
シーズン割増料金	期間		金額
	4月28日から5月5日まで 7月20日から8月31日まで 12月30日から翌年の1月3日まで		1,030円
オーシャンビュー割増料金	客室の種類		金額
	海に面した部屋		510円
客室人数別割増料金	利用区分		金額
	和室	6畳部屋の1人利用	1,030円
		8畳部屋の1人利用	1,030円
		10畳部屋の1人利用	2,080円
		8畳部屋の2人利用	510円
		10畳部屋の2人利用	1,030円
	洋室の1人利用	1,030円	

備考

- 1 特別室（定員5人）を利用して宿泊した場合は、特別室料として1室につき6,280円を別途徴収する。
- 2 各室に配膳した場合は、飲食料金の10パーセントを乗じた額を加算する。
- 3 休日とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。

2 貸室料金の上限額

区分	2時間まで	4時間まで	8時間まで
和室（6畳）	3,030円	3,350円	5,750円
和室（8畳）	3,550円	3,870円	6,600円
和室（10畳）	3,970円	4,400円	7,530円
和室（18畳）	5,960円	6,600円	11,300円
中広間（35畳）	9,950円	11,000円	18,750円
中広間を2分割して利用する場合（各1室）	5,960円	6,600円	11,300円
大広間（81畳）	14,970円	16,550円	28,170円

大広間を3分割して利用する場合（各1室）	7,010円	7,750円	13,200円
会議室	19,800円	22,000円	37,400円
会議室を分割して利用する場合（各1室）	14,970円	16,550円	28,170円

備考

- 1 利用時間が、8時間を超える場合は、この表に定める8時間までの利用料金に、1時間までごとに、8時間までの利用料金の額の1時間当たりの額を加算する。
- 2 各室に配膳した場合は、飲食料金に10パーセントを乗じた額を加算する。
- 3 その他の料金の上限額

区分		金額
入浴料金	大人（中学生以上）	360円
	小学生	250円
	3歳以上就学前の者	200円
駐車料金	大型バス	4,180円
	マイクロバス	2,610円
	普通自動車	1,030円
サービスの提供及び物品販売等の料金		市長が適当と認める額

備考

- 1 宿泊利用者に係る入浴料及び駐車料については、宿泊料金に含む。
- 2 大型バスとは、乗車定員が30人以上のものをいう。
- 3 マイクロバスとは、乗車定員が11人以上30人未満のものをいう。
- 4 普通自動車とは、乗車定員が10人以下のものをいう。

浜田市国民宿舎千畳苑条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、浜田市国民宿舎千畳苑条例（平成17年浜田市条例第211号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用の取消し又は変更)

第2条 あらかじめ利用の承認を受けた者が、利用の申込みを取り消し、又は変更しようとする場合は、利用日の2日前までにその旨を申し出なければならない。

(料金の減額)

第3条 条例第13条に規定する料金の減免については、次によるものとする。

- (1) 小学校児童並びに中学校及び高等学校生徒が、学校活動の一環として利用し、減額を必要とするとき。
- (2) 災害により住居に被災を受けた者が利用するとき。
- (3) その他経営上特に必要と認めるとき。

(利用者の遵守事項)

第4条 利用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 火災の原因となるような行為をしないこと。
- (2) 利用の承諾を得ず千畳苑の施設、設備又は器具等（以下「施設等」という。）を利用しないこと。
- (3) 午後10時以降は、千畳苑から出入りしないこと。ただし、指定管理者の承諾を受けたときは、この限りでない。
- (4) 施設内で承諾を得ず物品の販売又はこれに類する行為をしないこと。
- (5) その他指定管理者の指示に従うこと。

(指定管理者の立入り)

第5条 指定管理者は、施設等の管理上必要があるときは、利用を許可した場所に立ち入ることができる。

(利用に係る事故等の責任)

第6条 利用者の故意、又は過失による事故等については、利用者がその責めを負うものとする。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成17年10月 1 日から施行する。